

# 子宮頸がん予防ワクチン接種について

平成25年6月14日より子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨を差し控えていましたが、令和3年11月26日より、積極的な接種勧奨が再開になりました。ワクチンの接種は、有効性と接種による副作用が起こるリスクを十分に理解した上で受けるようにしてください。詳しくは檀原市及び厚生労働省のホームページをご確認ください。

## 対象者

檀原市に住民票がある方で、**中学1年生～高校1年生相当の年齢の女子**

(高校1年生相当の3月31日まで) ※接種期限を過ぎると全額自己負担になります。



子宮頸がん予防ワクチンについて  
(厚労省のホームページ)

## 接種回数とスケジュール

**3回** <どのワクチンも、標準として6か月間に3回接種しますが、2回目接種の時期が異なります>

※シルガードは2回接種が可能な場合があります

**サーバリックス(2価ワクチン)** 1回目の1か月後に2回目を接種、1回目の6か月後に3回目を接種

当該方法をとることができない場合・・・2回目は、1回目から1か月以上の間隔をおいて接種。3回目は、1回目から5か月以上、かつ2回目から2か月半以上の間隔をおいて接種。

**ガーダシル(4価ワクチン)・シルガード(9価ワクチン)** 1回目の2か月後に2回目を接種、1回目の6か月後に3回目を接種

当該方法をとることができない場合・・・2回目は、1回目から1か月以上の間隔をおいて接種。

3回目は、2回目の接種から3か月以上の間隔をおいて接種。

※シルガード(9価ワクチン)は、令和5年4月より定期接種として接種可能になりました。

1回目接種を中学1年生～15歳になる前日までにうけ、少なくとも5か月(通常6か月)以上の接種間隔をあけることで、計2回の接種でも可能です。(医療機関にご相談ください)

### <シルガード接種間隔>

1回目の接種を15歳になってから受ける場合

0か月

1回目

2か月

2回目

6か月

3回目

1回目の接種を15歳になるまでに受ける場合  
(中1～15歳になる前日)

0か月

1回目

6か月

2回目

【注意】全3回とも同じワクチンを接種することが推奨されています。詳しくは医療機関へご相談ください。

**必ず同じワクチン同士の接種間隔は守るようにしてください。**

**また、新型コロナワクチン接種前後2週間は受けることができないのでご注意ください。**

## 接種時に必要なもの

予診票・母子健康手帳

## 場所

委託医療機関(檀原市ホームページからご確認ください)

※奈良医大病院や市外委託医療機関で接種を希望される場合は、健康増進課へ電話等で接種の可否をご確認ください。接種前に予診票と母子手帳を持参し、健康増進課へお越しください。特に、県外での接種を希望される方は、日数に余裕を持って健康増進課にお問い合わせください。奈良医大病院の場合は、手続きの前に接種の可否を奈良医大病院にご確認ください。



子宮頸がん予防(HPV)ワクチンについて  
(檀原市ホームページ)



◇檀原市に住民票のない方や、**転出日当日の接種はできません。**

◇接種受付時間は医療機関により異なります。

**必ず事前に電話で予約をし、医療機関へは余裕をもって行くようにしてください。**

◇保護者の方が同伴しない場合は、予診票1枚目の同意書を記入し、接種当日医療機関に提出してください。

# 接種前に必ずお読みください

## 次の方は、接種を受けられません

1. 明らかに発熱している方(通常は37.5℃を超える場合)
2. 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
3. ワクチンの成分(詳しくは医師にお尋ねください)によって、過敏症(通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応を含む)を起こしたことがある方
4. その他、医師が予防接種を受けるのが不相当と判断した方

## 次の方は、接種前に医師にご相談ください

1. 血しょう板が少ない方や出血しやすい方
2. 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患や発育障害などでの基礎疾患がある方
3. 過去の予防接種で接種後2日以内に発熱やアレルギーと思われる異常(発疹、じんましん等)がみられた方
4. 過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある方
5. 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方、又は近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
6. 妊婦あるいは妊娠している可能性のある方(3回の接種期間中を含む)
7. 現在、授乳中の方

## 接種後の注意

1. 失神による転倒を避けるため、接種後30分程度は体重を預けることのできる、背もたれのあるソファに座るなどしてお子さんの様子を見てください。この間に、副反応が起こることがありますので、医療機関で待機し、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
2. 接種後は強く揉まず、軽く押さえる程度にとどめてください。
3. 接種後1週間は体調に注意しましょう。気になる症状があるときは医師にご相談ください。
4. 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありません。
5. 接種後丸1日は激しい運動は控えましょう。

## ★保護者以外の者が予防接種に同伴する場合(13歳未満)

定期の予防接種には、原則、保護者の同伴を必要とします。保護者が特段の理由で同伴することができない場合、接種するお子さんの健康状態を熟知する親族などが同伴することが可能です。接種の前に、疑問等があれば、あらかじめ医療機関や橿原市健康増進課に確認し理解したうえで、同伴者に委任してください。その場合、委任状が必要になりますので、右記のQRコードから委任状を読み取り必要時コピーしてご使用ください。



### <問い合わせ先>

橿原市畝傍町9-1 保健センター北館4階  
橿原市 健康増進課 TEL:0744-22-8331  
FAX:0744-24-9124

### ワクチンを接種した後も・・・

ワクチンでは予防できない型のHPVによる病変を早期発見し早期治療するために、子宮頸がん検診の受診が必要です。20歳を過ぎたら、子宮頸がん検診を2年に1度受診しましょう!!

## 1. 子宮頸がんHPV(ヒトパピローマウイルス)について

子宮頸がんは、女性の子宮入り口部分に(子宮頸部)にできる「がん」で、日本では年間約10,000人が発症し、年間約2,700人が亡くなっている疾患です。子宮頸がんは、発がん性のHPV(ヒトパピローマウイルス)というウイルスの持続的な感染が原因となって発症します。主に性行為が感染経路となります。HPVに感染してもほとんどの場合、ウイルスは自然に排除されますが、排除されずに長期間感染が続く場合があります、ごく一部の女性が子宮頸がんを発症します。100種類以上の遺伝子型があるHPVの中で、特に発がん性の高いタイプ(16型、18型)の感染が問題になります。HPVに感染する可能性が低い10代前半にHPVワクチンを接種することが大切です。

## 2. ワクチンについて

現在、国内で接種できる予防ワクチンは、3種類あります。ワクチン接種することで免疫を作ることができ、HPVの感染を防ぐことができます。子宮頸がん全体の50~70%の原因とされる2種類(16型・18型)のHPVに予防効果があります。シルガードは、2種類(16型・18型)に加え、ほかの5種類のHPVの感染も防ぐため、子宮頸がんの原因の80~90%を防ぎます。HPVワクチンを接種しても、ワクチンで予防できる型以外の発がん性HPVの感染は予防できません。

海外や日本で行われた疫学調査では、HPVワクチンを導入することにより、子宮頸がんの前がん病変を予防する効果が示されています。接種が進んでいる一部の国では、子宮頸がんそのものを予防する効果があることもわかっています。HPVに既に感染した方には、有効性が低いことから、初回性交渉前に接種することが推奨されています。それぞれのワクチンについては接種医療機関でご確認ください。

※3回の接種途中で妊娠した場合は、接種を見合わせ、その後の接種については医師にご相談ください。

## 3. 副反応について

### (1)通常みられる反応

ワクチンの種類によっても異なりますが、発熱、接種局所の発赤・腫脹(はれ)、硬結(しこり)、発疹などが比較的高い頻度(数%から数十%)で認められます。通常、数日以内に自然に治るので心配の必要はありません。

### (2)重い副反応

予防接種を受けた後、接種局所のひどい腫れ、高熱、ひきつけなどの症状があったら、医師の診察を受けてください。因果関係があるかどうか分からないものや、接種後短期間で回復した症状を含めて、HPVワクチン接種後に生じた症状として報告があったのは、接種1万人あたり、サーバリックスまたはガーダシルでは約9人、シルガードでは約8人です。このうち、報告した医師や企業が重篤と判断した人は、接種1万人あたり、サーバリックスまたはガーダシルで約5人、シルガードでは約7人です。このような場合に我が国の従来からの救済制度の基本的な考え方「厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後に現れた症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も救済の対象とする」にそって、救済の審査を実施しており、厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済の給付の対象となります。

### (3)紛れ込み反応

予防接種を受けたしばらく後に、何らかの症状が出現すれば、予防接種が原因ではないかと疑われることがあります。しかし、たまたま同じ時期に発症した他の感染症などが原因であることが明らかになることもあります。これを「紛れ込み反応」と言います。

## ◎予防接種による健康被害制度について

定期的予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。